

施設面会について（令和8年4月改定）

令和8年度より、施設面会および外出に関する運用を一部変更いたしますので、下記の通りご案内申し上げます。

【施設敷地外の外出について】

これまで制限しておりました敷地外の外出につきまして、事前（約1週間前）に当施設までご連絡いただき、下記の条件を満たしていただいた場合に限り、許可させていただくこととなりました。

〈外出許可の条件〉

- ① ご家族が常時付き添い、入居者様の単独行動が一切ないこと
- ② 行き先・外出時間（面会の開放時間内）を事前にご連絡いただき、短時間（約2時間程度）での外出に限ること
- ③ 当日の体調や感染症等のリスクを十分に確認していただくこと
- ④ 外出中に万が一事故やトラブルが発生した場合、その責任はご家族様にてご負担いただくことに同意いただけること
- ⑤ 外出先での食事禁止

※安全確保のための条件ではございますが、入居者様にとってご家族との大切な時間がより豊かになるよう、引き続き配慮してまいります。

【面会時間の追加について】

面会開放時間に加え、新たに以下の時間帯での面会が、一部条件を満たしていただく場合に限り、許可させて頂く事となりました。

〈追加面会時間〉

18:30～19:00

〈上記面会時間の案内条件〉

- ① 平日であること
- ② 事前にご連絡のうえ、ご予約を頂くこと
- ③ 回数については、入居者様お一人に対して月1回
- ④ 面会場所は居室のみ

※上記の追加となる時間帯は、入居者様の食事介助から就寝に向けた支援を行う時間帯にあたります。

そのため、職員体制も夜間帯に向けた人員配置へ移行している状況です。

つきましては、ご家族様の面会時に、職員対応が難しい場合がございますことを、あらかじめご了承ください。また、支援体制を維持する為、面会の時間につきましては必ずお守りいただきますようお願い申し上げます。

夕方以降の面会をご希望されるご家族様にも柔軟に対応できるよう、職員体制を調整しながら運用してまいります。

今回の変更は、入居者様とご家族様がより安心して過ごせる環境づくりを目的としております。ご不明な点がございましたら、どうぞお気軽にお問い合わせください。今後とも、当園の運営にご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

お問い合わせ先：特別養護老人ホーム ふじ野園 生活相談科